鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業間接補助金事務取扱

令和３年４月２日

 (趣旨)

第１　この事務取扱は、県が定める鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業の補助金（以下、「補助金」という。）の交付を受ける間接補助事業(以下「間接補助事業」という。)で、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業間接補助金交付要綱（以下「要綱」という。）その他定められたものの基準を満たす者に対し、鳥取県木材協同組合連合会（以下、「甲」という。）が補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第２　この補助金の交付を希望する者（以下、「乙」という。）は、要綱第５条第１項に定める鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画書を甲に提出し、県の承認を受けなければならない。

２　この補助金の交付の対象となる間接補助事業は、前項による承認を受けた事業とする。

(補助金の額等)

第３　補助金の額は、県の間接補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第４　乙は、補助金交付申請書(様式第１号)により甲に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第５　甲は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査の上、県に補助金交付の申請を行い、県から補助金交付決定の通知がされた場合、速やかに補助金交付決定通知書(様式第２号)により乙に通知するものとする。

(変更等の承認)

第６　乙が、当該間接補助事業の補助金の増額変更しようとするとき、又は当該間接補助事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ甲に変更(中止・廃止)承認申請書(様式第３号)を提出し、承認を受けなければならない。

２　本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付決定を受けた対象事業が完了するまでに行わなければならない。

３　甲は、第１項の規定による申請書を受理したときは、内容を審査の上、県に事業変更承認の申請を行い、県から承認の通知がされた場合、速やかに変更承認通知書(様式第４号)により乙に通知するものとする。

（遂行等の指示）

第７　甲は、次のいずれかに該当するときは、乙に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

(1)　対象事業が、交付決定の内容又はこれに付された条件(以下「決定内容等」という。)に従って遂行されていないと認めるとき。

(2)　その他交付目的を達成することが困難であると認めるとき。

２　乙は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(1)　対象事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。

(2)　その他決定内容等に従って対象事業を遂行することが困難になったとき。

（報告及び検査）

第８　甲は、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、乙から報告を求め、又はその指名した職員に当該間接補助事業等に係る施設、帳簿その他の物件を検査させることができる。

２　甲は、間接補助事業等が決定内容等に従って遂行されていないと認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

（実績報告の時期等）

第９　乙は、次のいずれかに該当するときは、実績報告書（様式第５号）を提出しなければならない。

（１）間接補助事業がすべて完了したとき（対象事業の木造化に係る工事が終了した時を含む。）。

（２）間接補助事業を中止し、又は廃止したとき。

２　甲は、前項の規定による報告書を受理したときは、内容を審査の上、県に実績の報告を行い、県から額の確定の通知がされた場合、速やかに補助金の額の確定通知書(様式第６号)により乙に通知するものとする。

３　乙は、年度(第1項の報告書により報告する間接補助事業等の実績に係る年度を除く。)が終了したときにおいて実施中の間接補助事業等が終了しないときは、次に掲げる事項を記載した補助金等進捗状況報告書を、別に定めるところにより、甲に提出しなければならない。

（１）報告者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

（２）報告年月日

（３）補助金等の名称

（４）交付決定通知の年月日及び番号

（５）交付決定の算定基準額及び交付決定額

（６）当該報告に係る年度の実績における算定基準額及び交付決定額

（７）当該報告に係る年度の翌年度以降の補助事業等の実施計画における算定基準額及び交付決定額

４　前項第６号から第７号までに掲げる算定基準額の合計額又は交付決定額の合計額は、同項第５号に掲げる算定基準額又は交付決定額と一致しなければならない。

(補助金の交付請求)

第10　乙は事業完了後、補助金請求書(様式第７号)を前条の実績報告書と併せて甲に提出するものとする。

(交付の取消し等)

第11　甲は、前条の補助金の交付を受けた者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者と認めた場合は、補助金の交付決定の取消し又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

（書類の保存）

第12　乙は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して５年間、これらを保存しておかなければならない。

（１）補助金等及び間接県費補助金等の出納の状況

（２）対象事業の遂行の状況

（３）対象事業に係る収入及び支出の状況

 (その他遵守事項)

第13　補助金の交付を受けようとする者は、本事務取扱、要綱その他定められた事項を遵守しなければならない。

(その他)

第14　この事務取扱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、甲が別に定める。

附　則

この事務取扱は、令和３年４月２日から施行し、令和３年度事業から適用する。

様式第１号(第４関係)

　　令和３年　月　日

（団体の長）　様

住所

申請者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　（印）

　　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金交付申請書

　令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業間接補助金事務取扱第４の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金 |
| 算定基準額(見込み) | 　円 |
| 交付申請額 | 　円 |
| 添付書類 | 　１　実施計画書　２　収支予算書(に準ずる書類) |

※算定基準額（見込み）欄は、県産材使用量×４．５万円の額（少数以下切捨）を記載すること。

※交付申請額は、県産材使用量×４．５万円の額（少数以下切捨、上限１３５万円）を記載すること。

※添付書類は、県要綱様式３－１号とし、２部提出すること。

様式第２号(第５関係)

　　令和３年　月　日

（事業主体）　様

（団体の長）　　　　　　　　　　　　　印

令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金交付決定通知書

　令和３年　月　日付けの申請書で申請のあった鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金については、別添のとおり交付決定されましたので、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業間接補助金事務取扱（以下「事務取扱」という。）第５の規定により通知します。

　なお、本補助金の収受および使用、間接補助事業の遂行等に当たっては、事務取扱の規定を遵守してください。

（県からの交付決定通知書を添付すること。）

様式第３号(第６関係)

　　令和３年　月　日

（団体の長）　様

住所

申請者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　（印）

　　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業変更（中止・廃止）

承認申請書

　令和３年　月　日付けの交付決定に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業間接補助金事務取扱第６の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金 |
| 交付決定額 | 　円 |
| 変更（中止・廃止）後の額 | 　円 |
| 差引 | 　円 |
| 変更（中止・廃止）の時期 | 　 |
| 変更（中止・廃止）の理由 | 　 |
| 添付書類 | 　１　変更（中止・廃止）後の事業計画書　２　変更（中止・廃止）後の収支予算書(に準ずる書類) |

様式第４号(第６関係)

　　令和３年　月　日

（事業主体）　様

（団体の長）　　　　　　　　　　　　　印

令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業変更承認通知書

　令和３年　月　日付けの申請書で変更（中止・廃止）申請のあった鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費については、別添のとおり承認されましたので、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業間接補助金事務取扱（以下「事務取扱」という。）第６の規定により通知します。

　なお、本補助金の収受および使用、間接補助事業の遂行等に当たっては、事務取扱の規定を遵守してください。

（県からの承認通知書を添付すること。）

様式第５号(第９関係)

　　令和３年　月　日

（団体の長）　様

住所

申請者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　（印）

　　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実績報告書

　令和３年　月　日付けの交付決定（及び令和３年　月　日付けの変更承認）に係る事業の実績について、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業間接補助金事務取扱第９の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金 |
| 交付決定 | 算定基準額 | 交付決定額 |
| 円 | 円 |
| 実績 | 円 | 円 |
| 差引 | 円 | 円 |
| 添付書類 | 　１　事業報告書　２　収支決算書(に準ずる書類) |

※算定基準額欄は、県産材使用量×４．５万円の額（少数以下切捨）を記載すること。

※交付申請額は、県産材使用量×４．５万円の額（少数以下切捨、上限１３５万円）を記載すること。

※添付書類は、県要綱様式３－１号とし、２部提出すること。

様式第６号(第９関係)

　　令和３年　月　日

（事業主体）　様

（団体の長）　　　　　　　　　　　　　印

令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金の額の確定通知書

　令和３年　月　日付けで実績報告のあった鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金については、別添のとおり額の確定が通知されましたので、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業間接補助金事務取扱第９の規定により通知します。

（県からの額の確定通知書を添付すること。）

様式第７号(第10関係)

　　令和３年　月　日

（団体の長）　様

住所

申請者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　（印）

　　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

令和３年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金支払請求書

　鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業間接補助金事務取扱第10の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

１　支払請求額

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 金　　額 |  |  |  |  |  |  |  |

２　振込先金融機関

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　 |
| 支　店　名 | 　 | コード |  |
| 振　込　口　座 | 預金種別 | 普通　・　当座　（該当を〇で囲む） |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |